

昭和五十六年五月一日受領  
答 弁 第 一 一 二 一 号

(質問の 一 二 一)

内閣衆質九四第二二号

昭和五十六年五月一日

内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問に対する答弁書

一について

現業・公社の病院は、一般の病院とは性格を異にして、職員及びその家族の疾病の治療のほか、職員の健康診断、保健指導等を通じてそれぞれの職場の実態に即したきめ細かな職員の健康管理を行うことにより、事業の円滑な運営に資するために設置されているものであり、事業運営上必要な職員の健康管理等を効率的に行うために、現業・公社の病院として運営していく必要があると考えているが、御指摘の点については、更に検討してまいりたい。

二について

現業・公社の病院は、一について述べたとおり事業の円滑な運営に資するために設置され

ているものであるので、これを切り離して独立採算制にすることについては、更に検討してまいる考えであるが、経営の健全化を図るため、利用の促進、経営の合理化、効率化等の諸施策を講じていくこととしている。

### 三について

現業・公社の病院の経営改善を促進するとともに地域の医療にも貢献するという観点から、諸条件が整備された病院について、職員及びその家族以外の者の診療をも行う方針であり、一部の病院においては既に実施しているところである。

### 四について

一点単価については、必要に応じ改定を実施しているところであるが、費用を負担する共済組合の財政への影響等を考慮しつつ、更に検討することとしている。

右答弁する。